

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学の教育課程を遂行するため、「国立大学法人佐賀大学規則」(第10条、第18条)及び「教員組織規程」(資料3-1-①-A)に教員組織編制の基本的な方針を規定し、平成19年4月からは、大学設置基準の改正に伴い、下記(資料3-1-①-B)の方針により教員組織の編制を行っている。それにより、「教員組織規程」別表第1～第2(資料3-1-①-A【再掲】)に示すように、学士課程・大学院課程の教育を行う学部等に教員組織としての講座を置き、その他に全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学部附属の教育・研究施設等に教員組織を置いている。これらの組織に所属する教員は、「教育職員就業規程」(第2条)(資料3-1-①-C)に定める教授、准教授、講師、助教、助手の役割分担の下に組織的に連携した教員組織としての講座等を編制している。また、学部長及び研究科長の下に、学科長(国立大学法人佐賀大学規則(第28条、第29条))(参照資料3-1-①-7)、専攻長(大学院医学系研究科規則(第3条))(参照資料3-1-①-4)、講座主任(医学部規則(第3条))(参照資料3-1-①-7)等の責任体制が明確にされており、組織的な連携と責任の所在が明確な教育研究組織編制になっている。

資料3-1-①-A： 国立大学法人佐賀大学規則及び教員組織規程 (抜粋)

国立大学法人佐賀大学規則

第10条 本法人に、教員組織として講座を置く。

2 前項に掲げるもののほか、第11条の2、第11条の5、第11条の6及び第21条から第23条の2までに規定する組織に、教員組織を置く。

第18条

3 大学院の教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうちから、各研究科ごとに定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。

国立大学法人佐賀大学教員組織規程

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第10条第3項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)の教員組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本学の学部の学科又は課程に、別表第1のとおり修士講座又は博士講座を置く。

第3条 本学の工学系研究科に、別表第2のとおり博士講座を置く。

第4条 前2条に規定するもののほか、本学の次に掲げる組織に、教員組織を置く。

産学官連携推進機構、アドミッションセンター、キャリアセンター、保健管理センター、海洋エネルギー研究センター、総合分析実験センター、総合情報基盤センター、留学生センター、低平地研究センター、海浜台地生物環境研究センター、シンクロトン光応用研究センター、高等教育開発センター、地域学歴史文化研究センター、有明海総合研究プロジェクト、文化教育学部附属幼稚園、文化教育学部附属小学校、文化教育学部附属中学校、文化教育学部附属特別支援学校、文化教育学部附属教員実践総合センター、医学部附属病院、医学部附属地域医療科学教育研究センター、医学部附属先端医学研究推進支援センター、農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター

別表第1 (第2条関係)

学部又は研究科	学科又は課程	講 座
文化教育学部	学校教育課程 国際文化課程 人間環境課程 美術・工芸課程	△教育学・教育心理学 △教科教育 △理教教育 △音楽教育 △日本・アジア文化 △欧米文化 △地域・生活文化 △環境基礎 △健康スポーツ科学 △美術・工芸
経済学部	経済システム課程 経営・法律課程	△経営システム △地域政策 △国際経済社会 △経済情報 △法政策
医学部	基礎医学系	○分子生命科学 ○生体構造機能学 ○病因病態科学 ○社会医学
	臨床医学系	○内科学 ○精神医学 ○小児科学 ○一般・消化器外科学 ○胸部・心臓血管外科学 ○整形外科 ○脳神経外科学 ○泌尿器科学 ○産科婦人科学 ○眼科学 ○耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学 ○放射線医学 ○麻酔・蘇生学 ○歯科口腔外科学 ○臨床検査医学 ○救急医学
	看護学科	△看護基礎科学 △成人・老年看護学 △母子看護学 △地域・国際保健看護学
理工学部	数理科学科	△数理学 △応用数理学
	物理科学科	△基礎物理学 △応用物理学
	知能情報システム学科	△情報基礎学 △計算システム学 △高次情報処理学
	機能物質化学科	△反応化学 △物性化学 △機能材料化学 △電子セラミックス材料工学 △機能分子システム工学
	機械システム工学科	△環境流動システム学 △熱エネルギーシステム学 △先端材料システム学 △設計生産システム学 △知能機械システム学
	電気電子工学科	△電子システム工学 △知能計測制御工学 △電子情報工学 △情報通信工学

理工学部	都市工学科	△建設構造学 △建設地盤工学 △環境システム工学 △環境設計学 △社会システム学
農学部	応用生物科学科	△生物資源開発学 △生物資源制御学
	生物環境科学科	△生物環境保全学 △資源循環生産学 △地域社会開発学
	生命機能科学科	△生命化学 △食糧科学

備考： 1 △印を冠するものは修士講座を示す。
2 ○印を冠するものは博士講座を示す

別表第2 (第3条関係)

研究科	専攻	講座
工学系研究科	エネルギー物質科学専攻	エネルギー開発工学 物質科学 機能材料工学
	システム生産科学専攻	生産開発工学 社会システム工学 情報システム学
	生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学 インテリジェント制御工学 生体システム工学

(出典：国立大学法人佐賀大学規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/kisoku.htm>))

国立大学法人佐賀大学教員組織規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kyoinsosiki.htm>)

資料3-1-①-B： 平成19年4月からの教員組織編制における基本的な考え方

1. 現行の学部・研究科等の講座は、「教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く」ための教員組織編制として、当面その名称と教員構成のまま移行するが、旧大学設置基準の講座制で規定されたものは別の「教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制する」ための教員集団として位置づける（第7条対応）。
2. 講座の教員配置は、新大学設置基準第10条「教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする」、第7条3「教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする」ならびに第13条「専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする」を指針として、本学の教育研究の目的に照らして整備していくものとし、旧大学設置基準9条の廃止により旧来の枠組みにとらわれないものとする。
3. 新大学設置基準第12条及び13条における専任教員の定義の改正に伴い、本学に置く専任教員を次のように区分し、各区分に適した教員の選考基準や就業規程等を整備することにより有効な教員配置を行う。
 - (1) 専ら大学における教育研究に従事する教員（第12条2対応）
 - (2) 専ら大学における教育研究に従事する教員のうち授業を担当しない教員（第11条対応）
 - (3) 大学における教育研究以外の業務に従事する教員（第12条3対応）

(出典：役員会資料（平成19年3月6日）)

資料3-1-①-C: 教育職員就業規程

第2条 この規程において、教育職員の職種及び職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手（以下「大学教員」という。）

ア 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績をもって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

イ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績をもって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

ウ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

エ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力をもって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

オ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(出典：国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/kyoinsyugyo.htm>))

参照資料3-1-①-ア：国立大学法人佐賀大学規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/kisoku.htm>)

参照資料3-1-①-イ：佐賀大学医学系研究科規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/igakukeiin.htm>)

参照資料3-1-①-ウ：佐賀大学医学部規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/igakuhtm/kisoku.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

「国立大学法人佐賀大学規則」、「教員組織規程」及び「教育職員就業規程」において教員組織編制の基本的な方針等を定め、それに基づいて、学部及び学内共同教育研究施設等に、教授、准教授、講師、助教、助手の役割分担の下に連携した教員組織としての講座等を編制し、学士課程・大学院課程の教育研究を遂行するための実施体制を整えている。また、学部長及び研究科長の下に、学科長、専攻長、講座主任等の責任体制が明確にされており、組織的な連携と責任の所在が明確な教育研究組織編制になっている。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程においては、観点3-1-①で述べたとおり教員組織編制の基本的な方針に基づき、各学部の目的に沿った教育課程を遂行するために必要な教員を学科・課程ごとに配置しており、専任教員数及び教授、准教授、講師、助教、助手等のバランスの両面において基準を満たし、教員の質においても、観点3-2-①で後述するように確保されている。また、教養教育の目的「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成する」を遂行するために教養教育運営機構を設置し、講師以上の全教員が専門教育とともに教養教育を担う「全学登録方式」により、豊富なカリキュラムを提供するために必要な教員が確保されている。

教育上主要と認める授業科目については、実施の責任母体（各学部教授会等）において、それぞれの教育目的を達成するため必要な授業科目を「教育上主要な授業科目」と定め、原則として専任の教授又は准教授が担当するように教員配置をしている。必修科目を中心として、ほぼ全ての主要な科目を教授又は准教授が担当している（別添資料3-1-②-1）。

別添資料 3-1-②-1：主要授業科目の担当状況一覧

【分析結果とその根拠理由】

教員組織編制の基本的な方針に基づき、各学部の教育課程を遂行するために必要な教員を配置しており、大学設置基準に定められている教員数の基準に適合するとともに、「教員の採用基準等」により、量と質の両面において教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されている。

教育上主要と認める授業科目については、実施の責任母体（各学部教授会等）において、それぞれの教育目的を達成するための必要な授業科目を「教育上主要な授業科目」と定め、原則として専任の教授、准教授が担当している。

観点 3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程においては、博士の学位又はこれに準ずる資格を有する専任教員が研究指導に当たっている（資料 3-1-③-A）。また、研究指導教員及び研究指導補助教員は、平成 21 年 5 月 1 日時点において、大学院設置基準第 9 条で定める資格を有した教員数を満たしている。

資料 3-1-③-A： 大学院教員の適格審査基準（部局例示・医学部）

【研究指導教員の資格】

- 1 博士課程の研究指導教員となることができる者は、研究科の教授で、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。この場合において、教育研究上特に必要と認めるときは、「研究科の教授」を「研究科の准教授」と読み替えることができるものとする。
 - (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有し、研究上の顕著な業績を有する者
 - (2) 博士の学位は有しないが、研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 2 修士課程の研究指導教員となることができる者は、研究科の教授で、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。この場合において、教育研究上特に必要と認めるときは、「研究科の教授」を「研究科の准教授」と読み替えることができるものとする。
 - (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
 - (2) 博士の学位は有しないが、研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

【授業担当教員の資格】

授業担当教員となることができる者は、研究科の教授、准教授、講師、又は助教で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有し、当該授業の担当教員としての研究業績を有する者
- (2) 博士の学位は有しないが、研究業績が前号の者に準ずると認められる者

（出典：医学系研究科における研究指導教員及び授業担当教員の適格審査に関する申合せ）

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程においては、各専攻とも大学院設置基準（第 9 条）で定める資格を有した教員数を満たしており、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されている。

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

観点3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

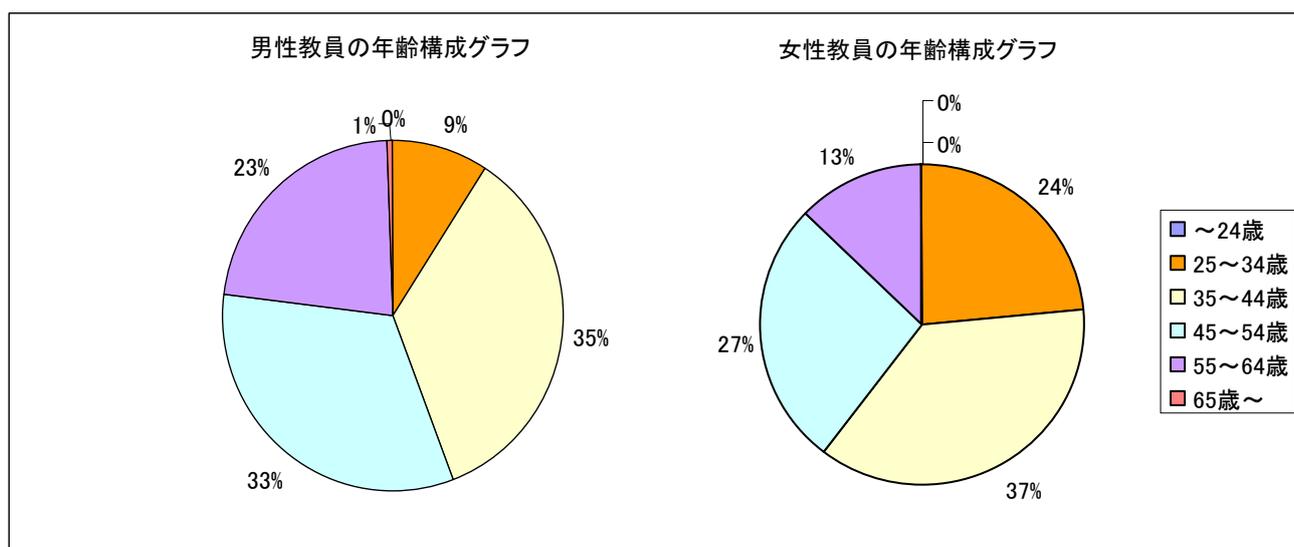
「教員人事の方針」(参照資料 3-1-⑤-ア)において、教員の選考は、社会人及び外国人の任用について配慮するとともに女性教員の積極的な雇用を図ることを定め、年齢別等のバランスを考慮し、原則として公募制により教員選考を行っている（平成20年度教員選考90件中79件87.8%が公募により選考）。

平成21年5月1日現在の教員構成は、全教員数756人のうち、外国人教員19人、女性教員93人となっており年齢構成は、下記(資料3-1-⑤-A)のグラフが示すように、バランスのとれた構成となっている。

教員の任期制は、「教育職員の任期に関する規程」(参照資料 3-1-⑤-イ)に基づき、医学部及び学内共同教育研究施設等に導入している。

また、「評価結果の活用に関する要項」(参照資料 3-1-⑤-ウ)に基づく特に優れた取組を行った部局に対するインセンティブ経費や個人評価結果に基づく「優秀科学技術研究賞」及び「社会文化賞」の付与(参照資料 3-1-⑤-エ)、「教育功績等表彰」(別添資料 3-1-⑤-1)、「教員人事評価実施要項」(参照資料 3-1-⑤-オ)による教員活動評価の昇給・勤勉手当への反映、「サバティカル研修実施要項」(参照資料 3-1-⑤-カ)による研修の実施（平成20年度は4名の教員が取得）など、教員の活動をより活性化するための措置を多数講じている。

資料3-1-⑤-A: 教員の年齢構成グラフ



(出典：事務局資料)

別添資料 3-1-⑤-1：教育功績等表彰式

参照資料 3-1-⑤-ア：国立大学法人佐賀大学教員人事の方針 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/jinjihosin.htm>)

参照資料 3-1-⑤-イ：国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程
(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/ninki.htm>)

参照資料 3-1-⑤-ウ：国立大学法人佐賀大学における評価結果の活用に関する要項
(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokayoukou.htm>)

参照資料 3-1-⑤-エ：「優秀科学技術研究賞」及び「社会文化賞」授与式 ウェブページ
(<http://www.saga-u.ac.jp/viewnews.php?ui=c2FnYS11MjAwOQ==&fd=dG9waWNz&newsid=185>)

参照資料 3-1-⑤-オ：国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施要項
(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kyoinhyokayoukou.htm>)

参照資料 3-1-⑤-カ：国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施要項
(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/sabatekalyouko.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

年齢構成、性別等のバランスへの配慮及び公募制による教員の選考に加え、任期制の導入、部局評価の結果に基づくインセンティブ付与、教員の教育研究活動評価に基づく表彰や昇給・勤勉手当への反映、サバティカル研修など、多様な取組を行っており、大学の目的に応じ教育研究の水準の向上及び教員組織の活動を活性化するための適切な措置を講じている。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用については、「教員人事の方針」(参照資料 3-2-①-ア) 及び「教員選考基準」(参照資料 3-2-①-イ) に基づき、各部局は、「教員選考規程」(参照資料 3-2-①-ウ) を制定し、大学、学部・学科等の理念・目標・将来構想に沿って、公募を原則とした選考を行っている。選考に当たっては、教員選考規程等により設置された選考委員会が、履歴、教育実績、研究業績等の書類審査及び面接・模擬授業・講演会等を実施することにより、教育及び研究上の指導能力を評価・審査している。審査結果は、教授会で審議し、投票によって候補者を決定している。教員の昇格についても、上述の採用基準を適用し、同様の手続で厳格に行っている。

大学院課程を担当する場合は、各研究科委員会において、研究指導教員及び授業担当教員の資格審査基準(別添資料 3-2-①-1) に基づいた教育研究上の指導能力を評価・審査し、決定している。

別添資料 3-2-①-1：各研究科の担当教員資格審査内規等

佐賀大学大学院教育学研究科担当教員の判定基準

佐賀大学大学院経済学研究科修士課程における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格等に関する内規

佐賀大学大学院医学系研究科における研究指導教員及び授業担当教員の適格審査に関する申合せ

佐賀大学大学院工学系研究科博士前期課程における准教授及び講師の主任指導審査基準

佐賀大学大学院工学系研究科博士後期課程における指導教員の資格、決定及び変更についての申合せ

佐賀大学大学院農学研究科教員資格審査に関する申合せ

参照資料3-2-①-ア：国立大学法人佐賀大学教員人事の方針 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/jinjihosin.htm>)
 参照資料3-2-①-イ：国立大学法人佐賀大学教員選考基準 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/senkokizyun.htm>)
 参照資料3-2-①-ウ：各学部教員選考規程
 文化教育学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/bunkuyokyoinsenkenko.htm>)
 経済学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/keizai/kyouinsenkenkou.htm>)
 医学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/igakuhtm/kyouinsenkenkou.htm>)
 理工学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/riko/rikokyojin.htm>)
 農学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/nogaku/nogakuyokyoinsenkenko.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用及び昇格は、「教員人事の方針」に基づき、大学設置基準に規定する教員の資格に準じた「教員選考基準」及び「各学部教員選考規程」に従い実施している。

選考に際しては、選考委員会を設置し、履歴、教育業績、研究業績、教育や研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、模擬授業、講演会等により、教育上の指導能力を具体的に評価・審査し、最終的に教授会で審議決定している。また大学院課程の担当教員については、研究科委員会で教育研究上の指導能力の評価に基づく資格審査を行っており、適切に運用している。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到る状況】

「大学評価の実施に関する規則」(参照資料3-2-②-ア)、「職員の個人評価に関する実施基準」(参照資料3-2-②-イ)及び「個人評価実施指針」(参照資料3-2-②-ウ)に基づき、個々の教員は毎年度、教育活動の内容を含めた活動実績報告書、個人目標申告書、自己点検・評価書を部局長に提出し、定期的な評価がなされている。各部署の評価委員会は、これらを審査・評価し、改善すべき事項等を含めた評価結果を教員個人に通知している。教員の個人評価結果の集計・分析等は、部局ごとの「個人評価実施報告書」(参照資料3-2-②-エ)としてウェブサイトで開催している。

また、各授業担当教員は「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」(別添資料3-2-②-1)に則り毎学期全科目について実施される学生による授業評価に基づいて授業点検・評価報告書を作成し、「教務情報事務システム」(参照資料3-2-②-オ)上で学生に向けて自己点検・評価の内容を公表するとともに、授業改善策を実行している。

別添資料3-2-②-1：佐賀大学学生による授業評価結果を用いた授業改善実施要領

参照資料3-2-②-ア：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則
 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokakisoku.htm>)
 参照資料3-2-②-イ：国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準
 (http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kojinhyokaki_jun.htm)
 参照資料3-2-②-ウ：個人評価実施指針 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kojinhyokasis.htm>)
 参照資料3-2-②-エ：個人評価実施報告書 (大学評価について ウェブサイト)
 (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>)
 参照資料3-2-②-オ：教務情報事務システム「授業点検・評価」【学内限定：訪問調査時に開示】
 (ログイン http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/live_campus_001.html)

【分析結果とその根拠理由】

自己評価の実施に関する規則等を制定し、各部署の評価委員会は毎年度、活動実績報告書、自己点検・評価書等を審査し、その中で教員の教育活動の評価を実施している。個人評価結果は、改善を要する事項とともに教員個人に通知され、各教員はそれを教育活動の改善に結び付けている。また、個々の教員は、学生による授業評価の結果に基づき、授業点検・評価報告書を作成し、教育活動の改善に結び付けており、教員の教育活動に関する定期的な評価と、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされている。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到に係る状況】

下記の教育関連研究活動の例（資料 3-3-①-A）が示すように、各部署が開講する授業科目の教育内容等と関連する研究活動に取り組み、研究活動を授業に反映させるなど、教育の目的を達成するための基礎となっている。

また、教育関連研究活動については、「大学情報基礎データベースシステム管理規程」(参照資料 3-3-①-7)に基づき、その成果を個々の教員から収集した。研究成果は、「教員基礎情報・研究成果」ウェブサイト(参照資料 3-3-①-1)に掲載している。

資料 3-3-①-A： 教育関連研究活動の例

学部名	研究活動及び研究業績等	授業科目名
文化教育学部	(研究活動)「教員の業務の多様化・複雑化に対応した業務量計測手法の開発と教職員配置制度の設計」第2分冊(平成19年度文部科学省新教育システム開発プログラム報告書(採択番号72))	教育制度論
経済学部	(研究活動)丸谷浩介「保護の補足性と稼働能力の活用」別冊ジュリスト社会保障判例百選[第4版](有斐閣, 2008年)	社会保障法1
医学部	(研究活動)形質人類学に関する研究 (論文, 著書等) 1. N. S. Ossenber, Y. Dodo, T. Maeda & Y. Kawakubo (2006) Ethnogenesis and craniofacial change in Japan from the perspective of nonmetric traits. <i>Anthropol. Sci.</i> , 114 (2) 99-115 2. Y. Kawakubo (2007) Geographical and temporal variation in facial flatness in the crania of eastern Japan. <i>Anthropol. Sci.</i> , 115 (3) 191-200	肉眼解剖学講義・実習
理工学部	(研究活動)精度保証付き数値計算に関する研究 (論文, 著書等) 1. Numerical method for verifying the existence and local uniqueness of a double turning point for a radially symmetric solution of the perturbed Gelfand equation, <i>Journal of Computational and Applied Mathematics</i> , Vol. 202/2, 2007, 177-185.	工業数学 I
農学部	(研究活動)CAM型光合成に関する研究 (論文, 著書等) 1. Hoang Thi Kim Hong, Akihiro Nose and Sakae Agarie. Oxidations of various substrate and effects of the inhibitors on purified mitochondria isolated from <i>Kalanchoe pinnata</i> . <i>Biologia Plantarum</i> 49(2):201-208(2005)	熱帯有用植物学

(出典：平成20年度教員報告様式データ)

参照資料3-3-①-ア：国立大学法人佐賀大学大学情報基礎データベースシステム管理規程
 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/daigaku.johokiso.htm>)
 参照資料3-3-①-イ：教員基礎情報・研究成果 ウェブサイト
 (<http://dlsyllabus.dl.saga-u.ac.jp/StaffDB-docs/NewSouran/index.php?SearchType=RESRESULT>)

【分析結果とその根拠理由】

教員は、教育の目的を達成するための基礎として、それぞれの教育課程で開講される授業科目の教育内容等と関連する研究活動に取り組み、その成果を授業等に反映させている。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

教育課程を遂行するのに必要な事務組織として、「事務組織規程」(参照資料3-4-①-ア)に基づき、教務課、学生生活課、国際課、情報図書館課、アドミッションセンター、キャリアセンター、医学部学生サービス課を置き、事務職員を配置している(別添資料3-4-①-1)。また、「職員人事規程」の第3条別表(資料3-4-①-A)において、教室系技術職員、図書系職員、教務職員の職務内容に教育支援者としての位置づけを明示し、配置している(別添資料3-4-①-1【再掲】)。TAについては、「ティーチング・アシスタント運用要項」(別添資料3-4-①-2)に基づいて教育補助者として活用しており、各教育課程の実験・実習・演習等、教育の特性に応じて494名(平成20年度)を配置し、事前の研修等を実施するなどTAに対する支援体制の下に、教育補助を行っている。

資料3-4-①-A： 職員人事規程(第3条別表)

別表 区分、職種及び職名(第3条関係)
(中略)
<p>(備考)</p> <p>この表の一般職員の区分のうち、技術職員、図書職員及び教務職員の職種にあるものの職務内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設系技術職員 事務局又は学部等における諸施設、設備の建築、設計、発注、工事監督等の職務 2 教室系技術職員 学部又は研究施設等において教育職員の指導の下に各種研究、実験、測定、分析、検査等の教育研究支援の職務 3 図書系職員 附属図書館における図書の分類、受入目録の作成、読書の案内と指導、図書の調査、選択、発注、購入図書の研究等の職務 4 教務職員 学部又は研究施設等において、教授研究の補助として、学生の実験、実習等を直接指導するとともに自らも研究課題を担当して研究を行う職務

(出典：国立大学法人佐賀大学職員人事規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/jinji.htm>))

別添資料 3-4-①-1：事務系職員，技術系職員等の配置状況

別添資料 3-4-①-2：佐賀大学ティーチング・アシスタント運用要領

参照資料 3-4-①-ア：国立大学法人佐賀大学事務組織規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/jimusosiki.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

上記のように，教務課，学生生活課等の事務組織に加えて，アドミッションセンター，キャリアセンターに事務組織・職員を配置し，各センターの専任教員と一体となって職務を遂行する体制が整っており，入学から就職までの教育課程を遂行するのに必要な事務組織・職員が整備され，機能している。また，教育支援者としての職務内容を明確化した技術職員等や教育補助者としてのTAを各部局に適切に配置し，実験・実習・演習等の教育の特性に応じた教育支援に活用している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教員の教育研究活動評価に基づく各種の表彰や人事評価制度による昇給・勤勉手当への反映、サバティカル研修など、多様な措置を行い、教員活動の活性化を図っている。
- 職員人事規程において、技術職員等の職務内容に教育支援者としての位置づけを明示し、教育支援者として教育活動に活用している。

【改善を要する点】

- 女性教員等のバランスの配慮はしているが、実数を増やすための取組等、改善の余地がある。

(3) 基準3の自己評価の概要

教員組織に関しては、「国立大学法人佐賀大学規則」や「教員組織規程」等で教員組織編制の基本的な方針等を定め、学部及び学内共同教育研究施設等に教授、准教授、講師、助教、助手の役割分担の下に連携した教員組織としての講座等を編制し、学士課程・大学院課程の教育研究を遂行するための実施体制を整えている。各学部の教育課程を遂行するために必要な教員数を配置し、主要な授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が担当している。大学院課程においては、各専攻とも、大学院設置基準（第9条）で定める資格を有した教員数を満たしており、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している。また、教員組織の活動を活性化するために、任期制の導入、部局評価の結果に基づくインセンティブ付与、教員の教育研究活動評価に基づく表彰や昇給・勤勉手当への反映、サバティカル研修など、多様な措置を講じている。

教員の採用に当たっては、原則公募とし、選考委員会が「教員選考基準」に基づいて履歴、教育業績、研究業績、面接、講演会等により、教育上の指導能力を具体的に評価・審査し、教授会で審議決定している。教員の教育活動は、授業科目の教育内容と関連する研究活動に基づいて遂行されており、教員個人の教育活動評価を、毎年度の活動実績報告書、自己点検・評価書等を各学部等の評価委員会が審査することにより実施している。個人評価結果は、改善を要する事項とともに教員個人に通知され、各教員はそれを教育活動の改善に結び付けている。また、個々の教員は、学生による授業評価の結果に基づき、授業点検・評価報告書を作成し、教育活動の改善に結び付けている。

教育支援者や教育補助者に関しては、入学から就職までの教育課程を遂行するのに必要な事務組織を整備し、職員を配置しており、教育支援者としての職務内容を明確化した技術職員等やTAを各部局に適切に配置し、教育支援・補助に活用している。